

令和 7 年 度

監 査 等 執 行 計 画

令和 6 年 12 月 23 日
(令和 7 年 3 月 10 日一部改訂)

鳥 取 県 監 査 委 員

令和 7 年度 監 査 等 執 行 計 画

令和 6 年12月23日
鳥取県監査委員決定

鳥取県監査規程（昭和42年鳥取県監査委員告示第1号）第3条の規定に基づき、令和7年度に実施する監査（令和6年度内に実施する令和6年度決算に係る定期監査を含む。）、検査及び審査（以下「監査等」という。）の執行計画を次のとおり定める。

なお、年間の計画は別紙1「令和7年度監査等執行計画表」のとおりとし、監査対象機関毎の実施日程は前月の末日までに定め、関係機関に通知する。

1 業務適正化評価報告書審査

（1）実施時期

審査書類が審査に付された日から令和7年11月までの間

（2）実施箇所

総務部行政監察・法人指導課、総務部行政体制整備局行財政改革推進課

（3）方法

実地監査

（4）範囲

令和6年度

ただし、監査委員が必要と認める場合は、その他の年度についても対象とする。

（5）重点事項

特に定めない。

2 定期監査

（1）実施時期

ア 本監査

令和7年3月から9月までの間

イ 報告書提出

令和7年11月

（2）実施箇所

別紙2「令和7年に実施する定期監査機関一覧」のとおりとする。

【 監査対象機関数及び監査実施機関数 】

区 分	監査対象 機関数 (A)	監査実施 機関数 (B)	本監査の内訳		B/A (%)	C/B (%)
			実地監査 (C)	書面監査		
知 事 部 局	159(157)	159(157)	53(58)	106(99)	100	33
企 業 局	3(3)	3(3)	1(3)	2(0)	100	33
病 院 局	3(3)	3(3)	2(3)	1(0)	100	67
教 育 委 員 会	49(50)	49(50)	11(13)	38(37)	100	22
警 察 本 部	10(10)	10(10)	3(3)	7(7)	100	30
委 員 会 等	3(3)	3(3)	1(1)	2(2)	100	33
県 議 会 事 務 局	1(1)	1(1)	0(1)	1(0)	100	0
計	228(227)	228(227)	71(82)	157(145)	100	31

注 1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ 1 機関としている。

2 財務に関して指定管理者制度を導入している機関は、監査対象機関から除いている。

3 () は、令和 6 年度に実施した機関数である。

(3) 方法

別紙 2 「令和 7 年に実施する定期監査機関一覧」のとおりとする。

また、監査の結果に関し、必要な事案については関係部局長と協議する。

(4) 範囲

令和 6 年度

ただし、監査委員が必要と認める場合は、その他の年度についても対象とする。

(5) 重点事項

「物品の管理」とする。実施方法等については別に定める。

3 財政的援助団体等監査

(1) 実施時期

ア 本監査

令和 7 年 10 月から 11 月までの間

ただし、地方公営企業法の適用事業に係る指定管理者については、令和 7 年 7 月

イ 報告書提出

令和 8 年 1 月

(2) 実施箇所

原則として次の考え方にに基づき、業務内容や運営の実態等から適時性も勘案して別に定める。

ア 出資団体

県の出資割合が 1/4 以上の団体を対象として、原則として 3 年に 1 回監査を行う。

ただし、指定管理者（県が設置した公の施設を管理する団体）となっている出資団体等必要があると認める一部の団体は、2 年に 1 回監査を行う。

イ 公の施設の指定管理者

指定管理者の全てを対象として、原則として3年に1回監査を行う。
ただし、必要があると認める団体については、2年に1回監査を行う。
なお、みなとさかい交流館の指定管理者である境港管理組合については対象から除く。

ウ 補助金等交付団体

原則として、過去の監査の実施状況等を勘案して、抽出し監査を行う。また、県が損失補償等を行っている団体を対象として、抽出し監査を行う。

※ 補助金等とは、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金をいう。

(3) 方法

原則として実地監査とし、別に定める。

また、監査の結果に関し、特に必要があるときは関係部局長と協議する。

(4) 範囲

令和6年度

ただし、監査委員が必要と認める場合は、その他の年度についても対象とする。

(5) 重点事項

特に定めない。

4 決算審査

(1) 実施時期

ア 普通会計

審査書類が審査に付された日から令和7年11月までの間

イ 企業会計

審査書類が審査に付された日から令和7年8月までの間

(2) 実施箇所

ア 普通会計

会計管理部会計指導課

イ 企業会計

生活環境部自然共生社会局水環境保全課、企業局、病院局

(3) 方法

各監査対象機関の決算状況の審査については、本庁機関の定期監査等の際に併せて行う。

ア 普通会計

実地監査

イ 企業会計

実地監査

(4) 範囲

令和6年度

(5) 重点事項

特に定めない。

5 例月現金出納検査

(1) 範囲、実施時期及び方法

範囲	実施時期	実地検査			
		普通会計	企業会計	病院事業会計	天神川流域下水道事業会計
令和7年2月	令和7年4月	書面	書面	書面	書面
3月	5月	書面	書面	書面	書面
4月	6月	書面	書面	書面	書面
5月	7月	書面	○	○	書面
6月	8月	○	書面	書面	書面
7月	9月	書面	書面	書面	書面
8月	10月	書面	書面	書面	書面
9月	11月	書面	○	○	○
10月	12月	書面	書面	書面	書面
11月	令和8年1月	書面	書面	書面	書面
12月	2月	書面	書面	書面	書面
令和8年1月	3月	書面	○	○	書面

※実地検査欄の「○」は実地検査、「書面」は書面検査を示す。

(2) 実施箇所

ア 普通会計

会計管理部会計指導課

イ 企業会計

生活環境部自然共生社会局水環境保全課、企業局、病院局

(3) 重点事項

特に定めない。

6 基金運用状況審査

(1) 実施時期

審査書類が審査に付された日から令和7年11月までの間

(2) 実施箇所

ア 鳥取県土地開発基金

総務部行政体制整備局行財政改革推進課

イ 鳥取県市町村資金貸付基金

地域社会振興部市町村課

ウ 鳥取県美術品取得基金
教育委員会事務局博物館

(3) 方法

書面監査

(4) 範囲

令和6年度

(5) 重点事項

特に定めない。

7 健全化判断比率等審査

(1) 実施時期

審査書類が審査に付された日から令和7年11月までの間

(2) 実施箇所

ア 健全化判断比率

政策戦略本部財政課

イ 資金不足比率

生活環境部自然共生社会局水環境保全課、農林水産部水産振興局水産振興課、県土整備部
河川港湾部港湾課、企業局、病院局

(3) 方法

原則として実地監査

(4) 範囲

令和6年度

(5) 重点事項

特に定めない。

8 その他の監査

(1) 行政監査

別に定める。

(2) その他の監査

随時監査、公金の収納又は支払の事務に係る監査、直接請求による監査、議会の請求による
監査、知事の要求による監査、住民の請求による監査及び職員の賠償責任に係る監査の実施方
法等については、必要に応じて別に定める。

別紙 1

令和7年度 監査等執行計画表

区分	7年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年1月	2月	3月
業務適正化評価報告書審査								●	●	●	◎業務適正化評価報告書審査意見書提出			
定期監査		← 定期監査(実地監査・書面監査) →						●	●	●	◎部局長協議	◎報告書作成・知事報告・記者発表		
財政的援助団体等監査						← 財政的援助団体等監査(地方公営企業法適用事業に係る指定管理者) →			← 財政的援助団体等監査(実地監査・書面監査) →					
決算審査						●	●	◎決算審査意見書提出(企業会計)	●	●	◎決算審査意見書提出(普通会計)			
例月現金出納検査						◎例月現金出納検査(企業局・病院局)	◎例月現金出納検査(会計指導課)			◎例月現金出納検査(企業局・病院局・水環境保全課)				◎例月現金出納検査(企業局・病院局)
基金運用状況審査							●	●	●	◎基金運用状況審査意見書提出				
健全化判断比率等審査							●	●	◎健全化判断比率等審査意見書提出					
その他	← 議会 →					← 議会 →			← 議会 →		●	●	● (次年度監査等執行計画)	

(参考)

事務監査		← 定期監査 →				← 業務適正化評価報告書審査 →								
						← 財政的援助団体等監査 →								
						← 企業会計決算審査 →								
								← 普通会計決算審査 →						
								← 基金運用状況審査 →						
								← 健全化判断比率等審査 →						
例月現金出納検査			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注: ●印は監査委員協議会、◎印は協議会以外を表している。

令和7年に実施する定期監査機関一覧

鳥取県監査委員事務局

1 知事部局

部局	機 関 名	実地監査	
		本監査	事務監査
政策戦略本部	1 とっとり未来創造タスクフォース	○	○
	2 政策戦略局企画課	○	○
	3 政策戦略局総合統括課	○	○
	4 政策戦略局広報課	書面	書面
	5 政策戦略局東京本部	○	書面
	6 政策戦略局関西本部	○	書面
	7 政策戦略局名古屋代表部	○	書面
	8 税務課	○	書面
	9 財政課	○	書面
	10 デジタル局兼行政体制整備局デジタル改革課	○	書面
	11 デジタル局デジタル基盤整備課	書面	書面
	12 東部県税事務所	書面	書面
	13 中部県税事務所	書面	書面
	14 西部県税事務所	書面	書面
14機関		9	3
輝く鳥取創造本部	1 とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課	○	○
	2 とっとり暮らし推進局協働参画課	○	○
	3 中山間・地域振興局中山間・地域振興課	○	○
	4 中山間・地域振興局交通政策課	書面	書面
	5 観光交流局観光戦略課	○	○
	6 観光交流局国際観光課	書面	書面
	7 観光交流局交流推進課	書面	書面
	8 観光交流局まんが王国官房	書面	書面
8機関		4	4
総務部	1 総務課	書面	書面
	2 政策法務課	書面	書面
	3 営繕課	○	○
	4 統計課	○	○
	5 行政監察・法人指導課	○	○
	6 総合事務センター庶務集中課	書面	○
	7 総合事務センター物品契約課	書面	書面
	8 行政体制整備局人事企画課	○	書面
	9 行政体制整備局職員支援課	書面	書面
	10 行政体制整備局職員人材開発センター	書面	書面
	11 行政体制整備局行財政改革推進課	○	書面
	12 公文書館	書面	書面
12機関		5	4
危機管理部	1 危機管理政策課	書面	書面
	2 危機対策・情報課	書面	書面
	3 原子力安全対策課	書面	書面
	4 消防防災課	○	○
	5 消防防災航空センター	書面	書面
	6 消防防学校	書面	書面
6機関		1	1
地域社会振興部	1 市町村課	書面	書面
	2 県民課	○	○
	3 文化政策課	書面	書面
	4 美術館	書面	書面
	5 産業廃棄物処理施設審査課	○	○
	6 人権尊重社会推進局人権・同和対策課	○	○
	7 人権尊重社会推進局女性応援課	書面	書面

部局	機 関 名	実地監査	
		本監査	事務監査
地域社会振興部	8 スポーツ振興局スポーツ課	書面	書面
	9 ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局	○	○
	10 文化財局文化財課	○	○
	11 文化財局とっとり弥生の王国推進課	書面	書面
	12 東部地域振興事務所	書面	書面
	13 男女共同参画センター	書面	書面
	14 埋蔵文化財センター	書面	書面
	15 青谷かみじち史跡公園	書面	書面
	16 むきばんだ史跡公園	書面	書面
16機関		5	5
福祉保健部	1 ささえあい福祉局福祉保健課	○	○
	2 ささえあい福祉局孤独・孤立対策課	○	○
	3 ささえあい福祉局福祉監査指導課	○	○
	4 ささえあい福祉局障がい福祉課	書面	書面
	5 ささえあい福祉局長寿社会課	書面	書面
	6 健康医療局健康政策課	書面	書面
	7 健康医療局医療政策課	○	○
	8 健康医療局医療・保険課	書面	書面
	9 感染症対策センター	書面	書面
	10 精神保健福祉センター	書面	書面
	11 鳥取看護専門学校	書面	書面
	12 倉吉総合看護専門学校	書面	書面
12機関		4	4
子ども家庭部	1 子育て王国課	書面	書面
	2 家庭支援課	書面	書面
	3 子ども発達支援課	○	○
	4 総合教育推進課	書面	書面
	5 福祉相談センター	書面	書面
	6 喜多原学園	書面	書面
	7 皆成学園	書面	○
	8 総合療育センター	○	○
	9 鳥取療育園	○	○
	10 中部療育園	○	○
10機関		4	5
生活環境部	1 環境立県推進課	書面	書面
	2 脱炭素社会推進課	書面	書面
	3 衛生環境研究所	書面	書面
	4 原子力環境センター	書面	書面
	5 自然共生社会局自然共生課	書面	書面
	6 自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	○	○
	7 自然共生社会局循環型社会推進課	書面	書面
	8 自然共生社会局水環境保全課	○	○
	9 暮らしの安心局暮らしの安心推進課	書面	書面
	10 暮らしの安心局消費生活センター	○	○
	11 暮らしの安心局まちづくり課	書面	書面
	12 暮らしの安心局住宅政策課	○	○
	13 食肉衛生検査所	書面	書面
	14 犯罪被害者総合サポートセンター	○	○
	15 東部建築住宅事務所	書面	書面
15機関		5	5

部局	機 関 名		実地監査	
			本監査	事務監査
商 工 労 働 部	1	商 工 政 策 課	書面	書面
	2	立 地 戦 略 課	書面	書面
	3	産 業 未 来 創 造 課	書面	書面
	4	企 業 支 援 課	書面	書面
	5	通 商 物 流 課	○	○
	6	雇用人材局雇用・働き方政策課	書面	書面
	7	雇用人材局産業人材課	書面	書面
	8	雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク	書面	書面
	9	雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク	書面	書面
	10	雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク	書面	書面
	11	雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク	書面	書面
	12	産業人材育成センター倉吉校	書面	書面
	13	産業人材育成センター米子校	書面	書面
農 林 水 産 部	1 3機関		1	1
	1	農 林 水 産 政 策 課	○	○
	2	農 業 振 興 局 経 営 支 援 課	○	○
	3	農 業 振 興 局 農 業 大 学 校	書面	書面
	4	農 業 振 興 局 生 産 振 興 課	書面	書面
	5	農 業 振 興 局 農 地 ・ 水 保 全 課	書面	書面
	6	畜 産 振 興 局 畜 産 振 興 課	書面	書面
	7	畜 産 振 興 局 家 畜 防 疫 課	書面	書面
	8	森 林 ・ 林 業 振 興 局 林 政 企 画 課	書面	書面
	9	森 林 ・ 林 業 振 興 局 県 産 材 ・ 林 産 振 興 課	書面	書面
	10	森 林 ・ 林 業 振 興 局 森 林 づ くり 推 進 課	書面	書面
	11	水 産 振 興 局 水 産 振 興 課	書面	書面
	12	水 産 振 興 局 漁 業 調 整 課	書面	書面
	13	市 場 開 拓 局 販 路 拡 大 ・ 輸 出 促 進 課	書面	書面
	14	市 場 開 拓 局 食 パ ラ ダ イ ス 推 進 課	○	○
	15	東 部 農 林 事 務 所	書面	書面
	16	東 部 農 林 事 務 所 八 頭 事 務 所	書面	書面
	17	農 業 試 験 場	○	○
	18	園 芸 試 験 場	○	○
	19	鳥 獣 対 策 セ ン タ ー	書面	書面
	20	畜 産 試 験 場	書面	○
	21	中 小 家 畜 試 験 場	○	○
	22	鳥 取 家 畜 保 健 衛 生 所	○	○
	23	倉 吉 家 畜 保 健 衛 生 所	○	○
	24	西 部 家 畜 保 健 衛 生 所	○	○
	25	林 業 試 験 場	書面	書面
	26	境 港 水 産 事 務 所	書面	書面
	27	裁 培 漁 業 セ ン タ ー	○	○
	28	水 産 試 験 場	○	○
県 土 整 備 部	2 8機関		11	12
	1	県 土 総 務 課	書面	書面
	2	技 術 企 画 課	書面	書面
	3	道 路 局 道 路 企 画 課	書面	書面
	4	道 路 局 道 路 建 設 課	書面	書面
	5	河 川 港 湾 局 河 川 課	○	○
	6	河 川 港 湾 局 治 山 砂 防 課	○	○
	7	河 川 港 湾 局 港 湾 課	書面	書面
	8	鳥 取 県 土 整 備 事 務 所	書面	書面
	9	八 頭 県 土 整 備 事 務 所	書面	書面
	10	鳥 取 港 湾 事 務 所	書面	書面
	1 0機関		2	2

部局	機 関 名		実地監査	
			本監査	事務監査
総 合 事 務 所	中部総合事務所			
	1	県 民 福 祉 局	書面	書面
	2	倉 吉 保 健 所	書面	書面
	3	環 境 建 築 局	書面	書面
	4	農 林 局	書面	書面
	5	県 土 整 備 局	書面	書面
	西部総合事務所			
	6	県 民 福 祉 局	書面	書面
	7	米 子 保 健 所	書面	書面
	8	環 境 建 築 局	書面	書面
	9	農 林 局	書面	書面
	10	米 子 県 土 整 備 局	○	○
管 理 部	西部総合事務所日野振興センター			
	11	日 野 振 興 局	書面	書面
	12	日 野 県 土 整 備 局	書面	書面
	1 2機関		1	1
	1	会 計 指 導 課	書面	書面
管 理 部	2	統 括 審 査 課	書面	書面
	3	工 事 検 査 課	○	○
	3 機関		1	1

2 企業局

機 関 名		実地監査	
		本監査	事務監査
1	企 業 局	○	○
2	東 部 事 務 所	書面	○
3	西 部 事 務 所	書面	書面
3 機関		1	2

3 病院局

機 関 名		実地監査	
		本監査	事務監査
1	病 院 局	書面	書面
2	中 央 病 院	○	○
3	厚 生 病 院	○	○
3 機関		2	2

4 教育委員会

機 関 名		実地監査	
		本監査	事務監査
1	教 育 総 務 課	○	○
2	教 育 環 境 課	○	○
3	教 育 人 材 開 発 課	書面	書面
4	教 育 セ ン タ ー	書面	書面
5	小 中 学 校 課	書面	書面
6	特 別 支 援 教 育 課	○	○
7	高 等 学 校 課	書面	書面
8	いじめ・不登校総合対策センター	書面	書面
9	社 会 教 育 課	書面	書面
10	図 書 館	書面	書面
11	人 権 教 育 課	書面	書面
12	博 物 館	書面	書面

機 関 名		実地監査	
		本監査	事務監査
13	体 育 保 健 課	○	○
14	東 部 教 育 局	書面	書面
15	中 部 教 育 局	書面	書面
16	西 部 教 育 局	書面	書面
※	船 上 山 少 年 自 然 の 家	—	—
※	大 山 青 年 の 家	—	—
17	鳥 取 東 高 等 学 校	書面	○
18	鳥 取 西 高 等 学 校	書面	○
19	鳥 取 商 業 高 等 学 校	書面	書面
20	鳥 取 工 業 高 等 学 校	書面	書面
21	鳥 取 湖 陵 高 等 学 校	書面	書面
22	鳥 取 緑 風 高 等 学 校	書面	書面
23	青 谷 高 等 学 校	書面	書面
24	岩 美 高 等 学 校	書面	書面
25	八 頭 高 等 学 校	書面	書面
26	智 頭 農 林 高 等 学 校	書面	書面
27	倉 吉 東 高 等 学 校	書面	書面
28	倉 吉 西 高 等 学 校	書面	書面
29	倉 吉 農 業 高 等 学 校	書面	○
30	倉 吉 総 合 産 業 高 等 学 校	書面	書面
31	鳥 取 中 央 育 英 高 等 学 校	書面	書面
32	米 子 東 高 等 学 校	書面	書面
33	米 子 西 高 等 学 校	書面	書面
34	米 子 高 等 学 校	書面	書面
35	米 子 南 高 等 学 校	書面	書面
36	米 子 工 業 高 等 学 校	書面	書面
37	米 子 白 鳳 高 等 学 校	書面	○
38	境 高 等 学 校	書面	書面
39	境 港 総 合 技 術 高 等 学 校	書面	書面
40	日 野 高 等 学 校	書面	書面
41	鳥 取 盲 学 校	○	○
42	鳥 取 聾 学 校	○	○
43	鳥 取 養 護 学 校	○	○
44	白 兎 養 護 学 校	書面	書面
45	倉 吉 養 護 学 校	○	○
46	皆 生 養 護 学 校	○	○
47	米 子 養 護 学 校	書面	書面
48	琴 の 浦 高 等 特 別 支 援 学 校	○	○
49	ま な び の 森 学 園	○	○
49機関		11	15

※ 財務に関して指定管理者制度を導入している機関であるため社会教育課の監査で実施。

5 警察本部

機 関 名		実地監査	
		本監査	事務監査
1	警 察 本 部	○	○
2	鳥 取 警 察 署	○	○
3	郡 家 警 察 署	書面	書面
4	智 頭 警 察 署	書面	書面
5	浜 村 警 察 署	○	○
6	倉 吉 警 察 署	書面	書面
7	琴 浦 大 山 警 察 署	書面	書面
8	米 子 警 察 署	書面	書面
9	境 港 警 察 署	書面	書面
10	黒 坂 警 察 署	書面	書面
10機関		3	3

6 委員会等

機 関 名		実地監査	
		本監査	事務監査
1	監 査 委 員 事 務 局	書面	書面
2	人 事 委 員 会 事 務 局	書面	書面
3	労 働 委 員 会 事 務 局	○	○
3機関		1	1

7 議会事務局

機 関 名		実地監査	
		本監査	事務監査
1	県 議 会 事 務 局	書面	○
1機関		0	1

合計 228機関
(監査対象機関 228機関)

うち 実地監査 71機関
書面監査 157機関

監査等の種類	説 明
業務適正化評価報告書 審査 [地方自治法(以下「法」という。)第150条第5項]	知事から提出された業務適正化評価報告書について、監査委員が確認した業務適正化の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料やその他の監査等によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、業務適正化の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行う。 なお、本県の対象事務は、財務、個人情報管理、公文書管理、情報管理の4つである。
定期監査 [法第199条第1項及び第4項]	監査委員が、毎会計年度、少なくとも1回以上期日を定めて行わなければならない監査であり、各種の監査の中で最も基本となる。 県の財務に関する事務(県の収入、支出、契約締結等の予算の執行、現金や有価証券の出納保管及び財産管理等の事務)や公営企業会計に係る事業(本県では病院事業、電気事業、工業用水道事業、埋立事業、天神川流域下水道事業の5事業)について、県民の税金が無駄遣いされていないか、事業が所期の目的を達成しているかなどを、正確性、合規性(法令等に適合しているか。)及び効率性等の観点で監査を行う。
財政的援助団体等監査 [法第199条第7項]	県が財政的に援助をしている団体等の出納その他の事務の執行が、その財政援助等の趣旨に従って適正に行われているかどうかといった観点で、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときに、監査委員が行う監査であり、本県では毎年度行っている。 監査対象とする団体は、県の出資団体(県の出資割合が1/4以上の団体又は県若しくは県の出資割合が1/2以上の団体の出資割合の合計が1/4以上の団体)、県の補助金等交付団体(県が補助金、貸付金及び利子補給金等を交付している団体)及び指定管理者(県が設置する公の施設の管理を行っている団体)である。
決算審査 [法第233条第2項、地方公営企業法(以下「公企法」という。)第30条第2項]	県の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算について、知事から提出された決算書に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。 審査は、決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、予算が法令に従って適正に執行されているかどうかといった観点で行う。
例月現金出納検査 [法第235条の2第1項]	県の毎月の現金の出納の計数及び現在高が正確であるか、また現金の出納事務が適正に行われているかどうかといった観点で、毎月定められた日に監査委員が行う検査である。
基金運用状況審査 [法第241条第5項]	県が特定の目的をもって定額の資金を運用するために設けた基金の運用状況について、知事から提出された基金に関する決算書に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。 審査は、運用状況を示す書類及び決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、基金の設置の目的に応じて合理的に運用されているかどうかといった観点で行う。 なお、本県の対象となる基金は、鳥取県土地開発基金、鳥取県市町村資金貸付基金及び鳥取県美術品取得基金の3基金である。

監査等の種類	説 明
健全化判断比率等審査 [地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項]	知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。 審査は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか確認することによって行う。 また、公営企業については、知事から提出される資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う。 〈実質赤字比率〉 一般会計等（※1）を対象とした実質赤字額（※2）の標準財政規模（※3）に対する比率。 （※1）一般会計等…一般会計及び特別会計のうち、公営企業会計及び公営企業に係る特別会計等以外のもの。 （※2）実質赤字額…形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費、繰越明許費等の財源を控除した額。 （※3）標準財政規模…標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税や普通交付税のように使途が特定されず毎年度経常的に収入される財源）の規模。 〈連結実質赤字比率〉 全会計の合計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額（※4））の標準財政規模に対する比率。 （※4）資金の不足額…一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。 〈実質公債費比率〉 一般会計等が負担する元利償還金（公債費）や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）の、標準財政規模（普通交付税が措置されるものを除く。）に対する比率。過去3年度間の平均により算出。 〈将来負担比率〉 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額、鳥取県が設立した一定の法人の負債の額等のうち一般会計等の負担見込み額等）の標準財政規模（普通交付税が措置されるものを除く。）に対する比率。 〈資金不足比率〉 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模（※5）に対する比率。 （※5）事業の規模…料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額。
行政監査 [法第199条第2項]	県の事務の執行について、監査委員が、経済性（無駄な経費をかけていないか。）、効率性（より成果の上がる方法はないか。）、有効性（目的にかなっているか。）及び適法性等の観点で行う監査である。 なお、これは財務に関する事務について行う定期監査とは別のものである。監査委員が必要があると認めるときに行う監査である。
随時監査 [法第199条第1項及び第5項]	県の財務に関する事務について、監査委員が、特に必要があると認めるとき、いつでも行うことができる監査である。

監査等の種類	説 明
公金の収納又は支払の事務に係る監査 [法第235条の2第2項、公企法第27条の2第1項]	県の指定金融機関の公金の収納又は支払の事務処理が法令等及び契約のとおりに行われているかどうかといった観点で、監査委員が、必要があると認めるとき又は知事の要求があるときに行う監査である。
直接請求による監査 [法第75条第3項]	選挙権を有する県民が、その総数の1/50以上の連署をもって、県の事務(対象は県の事務全般)の執行について監査を行うように請求したときに、監査委員が行う監査である。
議会の請求による監査 [法第98条第2項]	県議会が、その議決に基づいて県の事務の執行について監査を行うように請求したときに、監査委員が行う監査である。
知事の要求による監査 [法第199条第6項又は第7項]	知事が、県の事務の執行又は財政的援助団体等(県の出資団体、県の補助金交付団体及び指定管理者)に対する財政援助等について監査を行うように要求したときに、監査委員が行う監査である。
住民の請求による監査 [法第242条第5項]	県民が、知事その他の執行機関(委員会等)又は職員の行った公金の支出や財産の取得等の行為や事実、違法又は不当な行為があるとして監査を請求(対象は県の財務会計上の行為に限定される。)したときに、監査委員が行う監査である。
職員の賠償責任に係る監査 [法第243条の2の8第3項、公企法第34条]	県職員が故意又は重大な過失によって保管する現金や物品を亡くしたり又は壊したりしたとき、あるいは法令等に違反して予算を支出するなどして県に損害を与えた場合、知事が監査を要求したときに、監査委員が行う監査である。 監査委員は、その事実があるかどうかを監査し、事実がある場合には賠償責任の有無や賠償額を決定する。